

設計図書等に対する質問

工事記号 E A 1
 工事名 都市計画道路 3・4・27号線橋梁下部工工事（その2）

質問事項	回答
<p>1. 用地関係・仮設道路（市道50-049号線の通行確保）についてご教示願います。</p> <p>1-1. 杭施工時においては、施工要領図38葉中27号のような施工機材配置・作業ヤード構築と想定されるが、市道迂回路の確保は都市計画道路の左右側2つの通路確保とし、その挟まれたエリアが借上げ含む施工用地として確保されているのでしょうか。（計画された施工ヤード全体図がなく不明である）</p> <p>2. 他企業関係の移設切り回し障害・埋蔵文化財の調査影響について以下の項目について教示願います。</p> <p>2-1. A2橋台の施工については、東電柱及び架線の撤去、ガス・水道管切り回し移設、文化財の調査の完了後とされていますが、その調査・移設期間が長期にわたる場合は受注者へ施工中止期間が指示される想定でしょうか。</p> <p>2-2. 工程前半で行う杭工事は工法ごとに1業者1回毎の施工として組立分解費用が見込まれますが、文化財調査や他企業影響により、2分割施工等になる場合には分解組立費用の追加計上について変更対応となるのでしょうか。</p> <p>2-3. A2橋台の施工に伴う掘削土工は大規模なオープンカットであります。現況の大径樹木の伐採・除根の作業及び処分計上の有無、文化財の掘削・埋戻しに伴う土工が、オープン土工面への悪影響の確認が想定される場合は変更の対象となりますか。</p> <p>3. 杭施工における先端部支持層の根入れ長の確保は、調査BONo. 1による推定支持層線による決定により妥当であるのでしょうか。現況地形から追加の調査ボーリングが必要とされる場合は変更の対象となるのでしょうか。</p> <p>4. ガードマンの使用人数が諸事情により設計想定より増える場合、打合せにより設計変更の対象となりますか。</p>	<p>1-1. 市道迂回路は図面第27号において破線で示されるように、P1橋脚の西側と南側に設置することを想定しております。（平面図右側が北）また、施工ヤードは図面第27号で示す範囲を想定しておりますが、その想定以上に使用する必要が生じた場合には、監督職員と協議願います。</p> <p>2-1. 工事請負契約書第20条に該当する場合は、工事の一時中止を指示します。</p> <p>2-2. 受注者の責によらず、重建設機械の分解組立の回数が増える場合には、設計変更の対象となります。</p> <p>2-3. 現況の大径樹木の伐採・除根の作業及び処分は飯山満地区土地区画整理事業にて行う予定です。また、文化財の掘削・埋戻しにより悪影響は出ないものと考えております。</p> <p>3. 現時点では妥当であると判断しております。また、追加の調査ボーリングは共通仮設費の地質調査費にて積上計上しております。</p> <p>4. 受注者の責によらず、交通誘導整備員の数量が設計数量より増える場合は、設計変更の対象となります。</p>